

教科書の給与について

1 教科書給与のきまり

正式には「教科用図書」といいます。

生活・図工・社会・地図・家庭・保健の教科書については、学年を継続して使用します。

詳しくは次の表のとおりです。

2年、4年、6年に進級する際には、必要な教科書を捨てることのないよう、ご注意ください。
教科書は、限りある予算の中から税金でまかなわれ、無償で給与されています。そのため、同じ人に同じ教科書を無償で給与することはできません。紛失した場合は、実費負担で購入することになります。大切に使いましょう。

		1年	2年	3年	4年	5年	6年
社会	上			○			
	下			◎ →			
地図					◎ →		
生活	上	○					
	下	◎ →					
図工	上	○		○		○	
	下	◎ →		◎ →		◎ →	
家庭						◎ →	
保健				◎ →		◎ →	

* → は、学年をまたがって継続使用することを示しています。

*進級する際には、◎の教科書を捨てないようにご注意ください。

2 教科書の購入

教科書を誤って紛失したり、汚損により使用できなくなった場合には、次の教科書取扱い書店で、実費負担にて、お買い求めください。

住所 安芸郡熊野町中溝四丁目17-17
書店名 泉屋書店
TEL(FAX) (082)854-0162

*教科書は、時期や種類によって在庫がない場合があります。すぐ手配してもらえるようあらかじめ、電話かFAXで連絡するとよいでしょう。

